

経済産業省

20211104電委第2号
令和3年11月24日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211022資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 東京瓦斯株式会社 | 法人番号 6010401020516 |
| ・ 大阪瓦斯株式会社 | 法人番号 3120001077601 |
| ・ 東邦瓦斯株式会社 | 法人番号 2180001022387 |
| ・ 西部瓦斯株式会社 | 法人番号 6290001014048 |
| ・ 東部瓦斯株式会社 | 法人番号 3010001051798 |
| ・ 国際石油開発帝石株式会社 | 法人番号 7010401078520 |
| ・ 石油資源開発株式会社 | 法人番号 3010001108219 |
| ・ 静浜パイプライン株式会社 | 法人番号 8080001011618 |
| ・ 南遠州パイプライン株式会社 | 法人番号 8080401018709 |
| ・ 株式会社 J E R A | 法人番号 6010001167617 |

経済産業省

20211104電委第2号
令和3年11月24日

北海道経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211026北海道第1号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、釧路ガス株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和4年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|------------|--------------------|
| ・北海道瓦斯株式会社 | 法人番号 5430001021815 |
| ・旭川ガス株式会社 | 法人番号 1450001000317 |
| ・釧路ガス株式会社 | 法人番号 1460001000398 |
| ・室蘭ガス株式会社 | 法人番号 3430001057118 |
| ・苫小牧ガス株式会社 | 法人番号 3430001053447 |

- ・エア・ウォーター株式会社
- ・釧路エルエヌジー株式会社

法人番号 1430001009475

法人番号 2460001005223

経済産業省

20211104電委第2号
令和3年11月24日

東北経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211025東北第4号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、秋田県天然瓦斯輸送株式会社については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますがこのまま令和4年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・ 八戸ガス株式会社 | 法人番号 6420001006394 |
| ・ 塩釜ガス株式会社 | 法人番号 6370601000348 |
| ・ 仙南ガス株式会社 | 法人番号 7370101000129 |
| ・ のしろエネルギーサービス株式会社 | 法人番号 9410001007498 |
| ・ 山形ガス株式会社 | 法人番号 2390001001956 |
| ・ 酒田天然瓦斯株式会社 | 法人番号 7390001006240 |

- ・ 庄内中部ガス株式会社 法人番号 2390001008092
- ・ 福島ガス株式会社 法人番号 6380001001400
- ・ 由利本荘市 法人番号 5000020052108
- ・ 男鹿市 法人番号 2000020052060
- ・ 仙台市ガス局 法人番号 8000020041009
- ・ 庄内町 法人番号 9000020064289
- ・ ENEOS エルエヌジーサービス株式会社 法人番号 3420001013451
- ・ 東北天然ガス株式会社 法人番号 6370001011409
- ・ 秋田県天然瓦斯輸送株式会社 法人番号 5410001000259

経済産業省

20211104電委第2号
令和3年11月24日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211101関東第36号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和元年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、東海ガス株式会社（焼津・藤枝・島田地区）については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。また、新発田ガス株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、新発田ガス株式会社については、このまま令和4年1月1日までに、東海ガス株式会社については、このまま令和4年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・足利ガス株式会社 | 法人番号4060001018230 |
| ・佐野瓦斯株式会社 | 法人番号2060001020353 |
| ・栃木ガス株式会社 | 法人番号1060001016501 |

・北日本ガス株式会社	法人番号9060001014092
・桐生瓦斯株式会社	法人番号3070001015806
・館林瓦斯株式会社	法人番号4070001021811
・伊勢崎ガス株式会社	法人番号7070001013070
・太田都市ガス株式会社	法人番号3070001018858
・武州瓦斯株式会社	法人番号7030001055496
・埼玉ガス株式会社	法人番号3030001086330
・東彩ガス株式会社	法人番号8030001051263
・大東ガス株式会社	法人番号3030001056382
・西武ガス株式会社	法人番号8030001089452
・本庄ガス株式会社	法人番号2030001060385
・武蔵野瓦斯株式会社	法人番号5030001026664
・角栄ガス株式会社	法人番号9011001005458
・鷺宮ガス株式会社	法人番号6030001031267
・日高都市ガス株式会社	法人番号7030001089817
・幸手都市ガス株式会社	法人番号7030001031423
・入間ガス株式会社	法人番号5030001026755
・坂戸ガス株式会社	法人番号6030001068771
・松栄ガス株式会社	法人番号2030001071044
・伊奈都市ガス株式会社	法人番号1030001042293
・堀川産業株式会社	法人番号1030001035561
・京葉瓦斯株式会社	法人番号8040001026108
・大多喜ガス株式会社	法人番号3040001059104
・野田ガス株式会社	法人番号6040001071428
・東日本ガス株式会社	法人番号6040001066700
・京和ガス株式会社	法人番号9040001038011
・日本瓦斯株式会社	法人番号9010001061924
・青梅ガス株式会社	法人番号2013101003471
・武陽ガス株式会社	法人番号3013101000328
・昭島ガス株式会社	法人番号8012801001829
・小田原瓦斯株式会社	法人番号4021001032398
・秦野瓦斯株式会社	法人番号7021001022743
・厚木瓦斯株式会社	法人番号3021001019215
・湯河原瓦斯株式会社	法人番号1021001032054
・北陸瓦斯株式会社	法人番号5110001004983
・新発田ガス株式会社	法人番号5110001012623
・越後天然ガス株式会社	法人番号4110001008110

・蒲原瓦斯株式会社	法人番号5110001008233
・栄ガス消費生活協同組合	法人番号8110005005620
・白根瓦斯株式会社	法人番号3110001015660
・吉田瓦斯株式会社	法人番号4090001010259
・東京ガス山梨株式会社	法人番号2090001001128
・松本ガス株式会社	法人番号8100001014056
・上田ガス株式会社	法人番号9100001009559
・諏訪瓦斯株式会社	法人番号1100001018402
・長野都市ガス株式会社	法人番号3100001004887
・静岡ガス株式会社	法人番号4080001002686
・熱海瓦斯株式会社	法人番号5080101012519
・御殿場ガス株式会社	法人番号8080101004050
・東海ガス株式会社	法人番号6080001015050
・島田ガス株式会社	法人番号8080001013060
・中遠ガス株式会社	法人番号9080401014392
・袋井ガス株式会社	法人番号5080401017309
・フジオックス株式会社	法人番号7011501008490
・株式会社エナキス	法人番号4100001010083
・東金市	法人番号7000020122131
・習志野市	法人番号6000020122165
・白子町	法人番号1000020124249
・大網白里市	法人番号8000020122394
・九十九里町	法人番号8000020124036
・長南町	法人番号1000020124273
・上越市	法人番号9000020152226
・妙高市	法人番号6000020152170
・小千谷市	法人番号4000020152081
・魚沼市	法人番号8000020152251
・糸魚川市	法人番号7000020152161
・南富士パイプライン株式会社	法人番号8080101010255
・日本海洋石油資源開発株式会社	法人番号4010001108597
・関東天然瓦斯開発株式会社	法人番号7010001034774
・川崎ガスパイプライン株式会社	法人番号9010401054809
・鈴与商事株式会社	法人番号1080001002318
・扇島都市ガス供給株式会社	法人番号2020001123432

経済産業省

20211104電委第2号
令和3年11月24日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211022中部第16号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、大垣ガス株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和4年1月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|----------------|--------------------|
| ・ サラエナジー株式会社 | 法人番号 7180301006250 |
| ・ 犬山瓦斯株式会社 | 法人番号 9180001080718 |
| ・ 津島瓦斯株式会社 | 法人番号 2180001096522 |
| ・ 大垣ガス株式会社 | 法人番号 1200001013368 |
| ・ 中部電力ミライズ株式会社 | 法人番号 2180001135973 |

経済産業省

20211104電委第7号
令和3年11月24日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211027北陸第1号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- ・ 日本海ガス株式会社
- ・ 高岡ガス株式会社

法人番号 2230001002284

法人番号 2230001010411

経済産業省

20211104電委第2号
令和3年11月24日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211028近畿第2号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、関西電力株式会社（堺地区）及び関西電力株式会社（姫路地区）については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。

関西電力株式会社からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和4年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・ 甲賀協同ガス株式会社 | 法人番号6160001005068 |
| ・ 河内長野ガス株式会社 | 法人番号2120101033546 |
| ・ 伊丹産業株式会社 | 法人番号5140001077993 |
| ・ 大和ガス株式会社 | 法人番号2150001013744 |
| ・ 桜井ガス株式会社 | 法人番号9150001009315 |
| ・ 株式会社大武 | 法人番号3150001012489 |

- ・ 大津市
- ・ 関西電力株式会社

法人番号9000020252018

法人番号3120001059632

経済産業省

20211104電委第2号
令和3年11月24日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211025中国第20号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、広島ガス株式会社及び福山瓦斯株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者については、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 岡山ガス株式会社 | 法人番号 5260001001009 |
| ・ 水島瓦斯株式会社 | 法人番号 2260001014888 |
| ・ 広島ガス株式会社 | 法人番号 2240001009205 |
| ・ 福山瓦斯株式会社 | 法人番号 5240001032666 |
| ・ 山口合同ガス株式会社 | 法人番号 6250001006503 |
| ・ 瀬戸内パイプライン株式会社 | 法人番号 8240001015759 |
| ・ 水島エルエヌジー株式会社 | 法人番号 9260001015302 |

経済産業省

20211104電委第2号
令和3年11月24日

四国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211025四国第11号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、四国電力株式会社については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和4年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- ・ 四国ガス株式会社
- ・ 四国電力株式会社

法人番号4500001011652

法人番号9470001001933

経済産業省

20211104電委第2号
令和3年11月24日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け20211022九州第6号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、久留米ガス株式会社及び九州ガス株式会社については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。また、大分瓦斯株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和4年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・ 大牟田瓦斯株式会社 | 法人番号 7290001053730 |
| ・ 筑紫ガス株式会社 | 法人番号 2290001040907 |
| ・ 高松ガス株式会社 | 法人番号 5290801011286 |
| ・ 久留米ガス株式会社 | 法人番号 7290001051593 |
| ・ 鳥栖ガス株式会社 | 法人番号 4300001006251 |

・ 佐賀ガス株式会社	法人番号 5300001003512
・ 九州ガス株式会社	法人番号 3310001007919
・ 大分瓦斯株式会社	法人番号 1320001006228
・ 宮崎瓦斯株式会社	法人番号 5350001001692
・ 日本瓦斯株式会社	法人番号 4340001003385
・ 加治木瓦斯株式会社	法人番号 7340001007846
・ 国分隼人ガス株式会社	法人番号 6340001007244
・ 九州ガス圧送株式会社	法人番号 2290001025908
・ 三愛石油株式会社	法人番号 2010701003604
・ 筑後ガス圧送株式会社	法人番号 8290001059157

経済産業省

20211104電委第7号
令和3年11月24日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年11月1日付け府経エ燃第420号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の令和2年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・ 沖縄ガス株式会社

法人番号 6360001000288